

## 松戸市立旭町中学校いじめ防止基本方針と対策

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「旭町中学校におけるいじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

### 第1 旭町中学校におけるいじめ防止基本方針

#### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

#### 2 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

（いじめ防止対策推進法第3条、県いじめ防止対策推進条例第3条）

- （1）「他者をいじめることは人間として絶対に許されない」との観念を教職員、生徒がともに育み、いじめがなく誰もが安心して過ごせる学校環境作りに力を尽くす。
- （2）教職員は日ごろから、いじめにより被害を受ける子どもの立場に立ったものの見方を育てる教育を行う。いじめ行為は、被害を受ける子どもの心身の健全な成長を損なうことを、繰り返し指導して理解、浸透させる。
- （3）いじめ根絶のためには家庭・地域社会など全ての関係者に対する働きかけが不可欠である。周囲との連携を図りながら、一体となって取り組んでいく。

#### 3 生徒の責務（いじめ防止対策推進法第4条、県いじめ防止対策推進条例第4条）

- （1）全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
- （2）全ての生徒は、いじめ行為を認知した時にはこれを放置してはならない。
- （3）全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する認識を深め、健全な人間関係づくりに努めなければならない。

#### 4 学校及び教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条、県いじめ防止対策推進条例第8条）

- （1）教職員は、あらゆる学校活動の中で子どもの心を育てる教育に努めるとともに、関係者との連携を図りつつ、いじめ防止、および早期発見に取り組まなければならない。
- （2）教職員は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、校内にて速やかに情報を共有し、組織として適切かつ迅速に対処して解決を図らなければならない。
- （3）重大事故に繋がりがかねない案件については、教育委員会または警察、児童相談所などの、しかるべき機関の協力を早期に仰ぎながら事態に当たらなければならない。あわせて、再発防止に向けての対策を進めていかななければならない。

#### 5 保護者の役割（いじめ防止対策推進法第9条、県いじめ防止対策推進条例第9条、 青少年インターネット環境整備法）

- （1）保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護する。
- （2）いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努める。
- （3）学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- （4）児童等に携帯電話インターネットを許可する際は、フィルタリングの活用や、ネット利用等のルールの設置、18歳未満に有害な情報があることを児童等に説明するなど、トラブルの未然防止に努める。

## 第2 いじめの防止に向けての具体的な対策

### 1 いじめ防止と対策についての考え方

「いじめは人として許されない人権侵害行為だが、どのクラス、部活動、小集団でも起きうる」との認識をもって臨まなければならない。学校全体で組織的な取り組みを行い、日ごろからその防止に努めるとともに、万一発生した場合には学校全体で迅速に対処していく。

### 2 学校におけるいじめ防止と対策のための組織等

#### (1) 「いじめ防止と対策のための組織」の設置

<構成員>

校長（総括）、教頭（渉外）、教務主任（調整、記録）、生徒指導主任（指導）  
学年主任（指導）、養護教諭（支援）、スクールカウンセラー（支援）、担任（指導）  
必要に応じて 必要な関係学年職員、教育相談担当、部活動顧問等  
さらに必要な場合には、市教育委員会へ専門的な知識を有する職員の派遣を要請する。

#### (2) 組織の役割

- ・ 学校教育法員の策定・取り組みの実施
- ・ 年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめであるかどうかの判断
- ・ いじめ情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取
- ・ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

### 3 組織の使命

(1) いじめ防止と対策のために、下図①～⑤の各段階で具体的な対処を行う。



#### (2) 会議の開催

- ・ 毎月2回程度の定例会の開催
- ・ いじめ事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施

### 4 学校におけるいじめの防止等の対策のための年間計画

別紙の表を参照

## 5 いじめの未然防止

生徒の誰もが、安心して過ごせるクラスの環境づくりは、生徒自身の協力によるという共通認識を浸透させる。そのうえで生徒に異変があれば担任、副担任などへ、直ちに情報が耳に入るよう、日頃から生徒との風通しの良い人間関係を築いておく。教員は生徒間の人間関係を把握しておくとともに、いじめに対する注意を喚起し、生徒の間にいじめを許容する空気を作らない。生徒の状況は、担任一人では把握しきれないという前提に立ち、副担任とともに日常生活の観察にあたっていく。

- (1) 規範意識を育てる
  - ・ Q-U調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある学級づくりを進める。
  - ・ ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発を行う。
  - ・ いじめ防止対策推進法を周知し、法やルールの意義や遵守の理解をさせる。
- (2) 道徳教育を充実する
  - ・ 自己肯定感、自尊感情を育み、他人を思いやる心を大切にさせる。
  - ・ ロールプレイ教材を使うなど、いじめに関する研修や協議を行う。
  - ・ 千葉県版「豊かな人間関係作りプログラム」を活用する。
- (3) わかる授業の実施
  - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、授業実践を目指す。
  - ・ 「できるからやる」学習、「教えて考えさせる授業」を推進する。
  - ・ 学力不振の生徒に対する支援に取り組む。
- (4) 生徒会を中心とした自発的活動
  - ・ 「ストップ・ザ・いじめ」等、子どもの心を耕す活動を企画・実行する。
  - ・ 生徒総会などで、いじめ撲滅宣言を発信させる。
  - ・ 「なくそう暴力や暴言」キャンペーンを実施する。
- (5) 教師の人権意識の向上
  - ・ 感染症拡大に伴う人権意識の向上といじめ根絶についての研修（5月）
  - ・ いじめ事例研修の実施（8月）。
  - ・ 教職員の不用意・不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解を図る。
  - ・ 過度の競争意識等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることへの認識。

## 6 いじめの早期発見

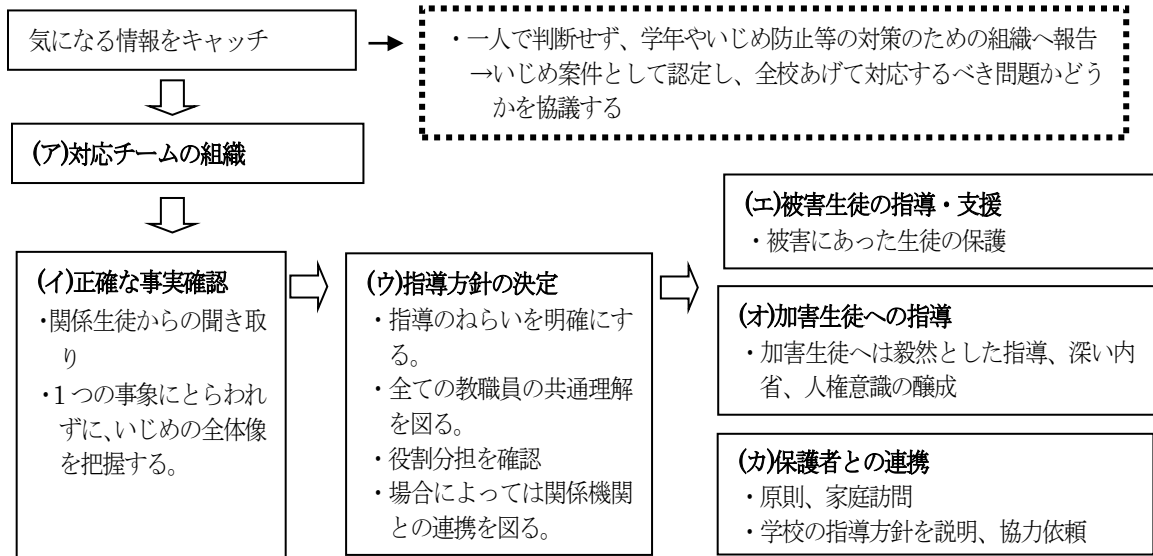
いじめに対して、どれだけ未然防止をしても、問題が発生することはあり得る。とくに大人には気づきにくい場所であったり、目が届かないネット上で起きている可能性もある。万一、いじめが起きている場合に問題を早期に発見して対策を立てられるようにしていく。

- (1) 積極的な調査の実施
  - ・ 毎月1回、生徒対象（無記名可能）のアンケートを実施する。
  - ・ 学期1回（6月、11月、2月）、保護者確認のアンケートを実施する。
  - ・ 1・2年に関しては、7月、11月にQ-U調査を実施。9月、12月に分析を行う。
  - ・ 調査間隔が開くときや、特に大きな行事後等、必要に応じて追加のアンケートを行う。
- (2) 教育相談
  - ・ 教育相談週間の実施（10月）と保護者への啓発
  - ・ 保護者を含めた三者面談、二者面談の実施（7月、11月）
  - ・ 日常の教育相談の充実及び「話す勇氣」を持つ指導の充実

(3) 生徒観察

- ・ チェック項目を決め、複数の職員による観察の実施及び学年会による共通理解(月1回)
- ・ 昼休み等授業時間外の生徒の人間関係を観察する。

7 いじめの早期対応



(1) 対応チームの発足

- ・ 「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に、学年職員、部活動顧問等、適切な対応ができる対応チームを発足する。

(2) 正確な事実認識

- ・ 複数名で関係生徒からの聞き取りを行い、いじめの全体像を把握する。
- ・ 加害生徒が被害生徒や通報者に圧力をかけることのないように注意する。
- ・ 加害生徒が複数いた場合、それぞれ別室で話を聞き、矛盾点を掘り下げる。

(3) 指導方針の決定

- ・ 指導のねらいを明確にし、全教職員の共通理解のもと、役割分担を決める。
- ・ 必要に応じて関係機関(警察、児童相談所等)との連携を図る。

(4) 被害生徒の保護・支援

- ・ 被害生徒を守るための対策を協議する。
- ・ 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
- ・ 対応について本人・保護者に説明し、さらに不安な点を聞き取り、対応策を示す。
- ・ 表面的に解決したと判断せず、安心を確認できるまで支援を継続する。

(5) 加害生徒への指導

- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、自分はどうすべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。
- ・ 保護者へ事実を説明し、必要に応じて被害生徒やその保護者への対面・謝罪の場を作る。
- ・ 観衆、傍観者に対しても、いじめは学級や学年集団全体の問題であることを認識させ、絶対に許されない行為であり、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を生徒に示す。

- (6) 保護者との連携
- ・ 学校の仲裁で納得しない場合は、教育委員会などの協力を求める。
  - ・ 加害生徒の行動が、学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。

## 8 いじめの再発防止

- (1) チームによる見守り
- ・ いじめられた生徒に安心感を与え、心のケアを行う。
  - ・ 教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う。
- (2) 定期的な個人面談
- ・ いじめ解決から断続的に個人面談を行い、状況を把握する。
  - ・ スクールカウンセラーによる面談を実施する。
- (3) 家庭への定期連絡
- ・ 生徒の面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
  - ・ 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。
- (4) 進級、進学にとまなう引継ぎ
- ・ 情報共有のもと、生徒間の人間関係等の引継ぎを確実にを行う。
  - ・ 小学校から中学校への進学に際しても、綿密な引き継ぎを行う。
- (5) 家庭との連携
- ・ 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築いておく。
  - ・ いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。
- (6) 学級代表者会や地域との連携
- ・ 学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。
  - ・ 学級代表者をはじめ、いじめ問題について保護者と協議する機会を設ける。

## 9 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは
- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
  - ・ 30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
  - ・ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合。
- (2) 重大事態の対処
- ・ 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課へ速やかに報告する。
  - ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
  - ・ 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、教育委員会児童生徒課へ報告する。

## 10 関係機関との連携

### (1) 教育委員会との連携

- ・ 問題解決に向けて指導助言等、必要な支援を受ける。
- ・ 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- ・ いじめの状況について報告し、情報を共有する。

### (2) 子ども家庭相談課、松戸市少年センター、児童相談所との連携

- ・ 問題解決に向けて指導助言等、必要な支援を受ける。
- ・ 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- ・ 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生委員児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

### (3) 警察との連携

- ・ いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る。
- ・ 犯罪の未然防止の観点や、被害生徒の訴えによっては、積極的に相談し、対応や指導を依頼する。
- ・ 所轄の警察署との連携を図り、相互協力する体制を整備する。

#### <関係機関一覧>

※事案によっては、下記関係機関以外との連携もある。

関係機関名	連絡先電話番号
松戸市教育委員会児童生徒課	047-366-7461
松戸市子ども家庭センター	047-366-3941
松戸市少年センター	047-366-7464
松戸警察署	047-369-0110
柏児童相談所	04-7134-4152
東葛少年センター	04-7162-7867
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみいおう)
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉県消費者センター	047-434-0999

## 11 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

### (1) 学校いじめ防止基本方針について

- ・ いじめの防止のための組織を中心に、全教職員及び保護者、地域住民、関係機関との参画を得ながら、基本方針の点検や見直しを行う。
- ・ 学校ホームページで公表する。
- ・ 生徒や保護者及び関係機関に対し、学校はいじめ防止基本方針について説明する。

### (2) いじめについての取組について

- ・ 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、生徒、教職員、保護者が評価する。
- ・ 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。
- ・ 評価結果を公表し、生徒、保護者、地域に周知する。